

議第137号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市武道センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市武道センター条例の一部を改正する条例  
京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

第7条第5項を同条第6項とし、同条第4項本文中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助競技場及び弓道場の使用料（部分使用に係るものに限る。）を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定

管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市武道センターの休場日を変更するとともに、使用料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。